

公 告

熊本復興事務所管内における災害時等応急対策（工事分野）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成30年 5月28日

国土交通省 九州地方整備局
熊本復興事務所長 辻 芳樹

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

熊本復興事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、熊本復興事務所（以下「当事務所」という。）の阿蘇山直轄事業区域（阿蘇カルデラ内）において、大規模な災害が発生もしくは災害の発生が予測された場合、応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ特定の実施業者を定め、応急復旧工事等を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「工事分野（土木部門）」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。ただし、それ以外の区域であっても当事務所が必要と判断した場合は、本協定の対象区域とする。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

対象部門	協定対象区域			対象企業数
土 木	熊本復興事務所管内 (別図参照)	白川上流区域	高森町、南阿蘇村	10社程度
		黒川区域	阿蘇市	

(3) 協定期間 協定締結の翌日 ～ 平成31年 3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。
- 2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

【土木部門】

- ①工事基地の所在地
- ②災害を想定した簡易な施工計画
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の企業としての工事实績
- ⑤資機材等の調達能力
- ⑥災害協定等の実績

- 3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
評価については、希望した協定対象区域毎に企業を評価し、対象区域毎の協定締結企業として特定する。
なお、対象区域に希望が無い又は希望に偏りがあるなどの場合には、参加表明を行った企業の中で、他区域への協力を調整し、協定締結区域を決定する場合がある。
ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の工事等の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区域の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区域の協定企業に工事等を実施させることが適切でない判断した場合は、他の協定企業の了解を得て、必要となる工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。
- (6) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

- (8) 建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が、熊本県内に所在すること。
- (9) 当事務所の阿蘇山直轄事業区域（阿蘇カルデラ内）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域へ配置予定技術者が概ね1時間程度で到着できる体制を確保できること。
- (10) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
なお、平成29年4月1日時点において、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること及び、平成31年3月31まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。
また、経常建設共同企業体とその構成員単位での重複参加は認めない。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒869-1404

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574番地（旧南阿蘇村 長陽庁舎）

国土交通省 九州地方整備局 熊本復興事務所

担当： 工務第一課 係長

電話： 0967-67-2034

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成30年5月28日（月）から平成30年6月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：九州地方整備局 熊本復興事務所 工務第一課 内
- ③ 交付方法： 手渡しにより、電子媒体(CD)で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成30年5月28日（月）から平成30年6月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.（2）②に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。